

## 防府市ひきこもり支援推進業務に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 趣旨

本要領は、防府市ひきこもり支援推進業務に係る公募型プロポーザルにおける最優秀提案者の選定にあたり、防府市ひきこもり支援推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

### 2 審査方法

- (1) 審査は、一次審査及び二次審査により実施する。
- (2) 一次審査は、実施要領「4 事業担当課」の防府市ひきこもり支援推進事業に係る業務受託候補者選定委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。
- (3) 二次審査は、上記選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員が、参加者ごとに評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 評価項目、評価内容、配点等は、一次審査 審査基準表及び二次審査 審査基準表のとおりとする。
- (5) 一次審査及び二次審査については、配点合計の60%（以下「基準点」という。）を上回ること。
- (6) 二次審査については、提案金額が提案限度額以下であること。
- (7) 参加者が1者の場合であっても審査を実施する。

### 3 一次審査

#### (1) 参加資格の確認

参加表明書等の内容を確認し、実施要領「5 参加資格」を満たしているかを確認する。

#### (2) 審査基準に基づく評価

評価点が合計として基準点を上回っている場合でも、評価項目①の1及び②の1の各項目においてそれぞれ評価点が各項目の基準点を上回る場合にのみ、二次審査対象者となる。

#### (3) 二次審査対象者の選定

参加資格を満たす参加者が4者以上の場合は、上位3者を二次審査対象者として選定する。ただし、上位から3者目とそれ以下の者の得点が同点の場合は、その同点の者全てを二次審査対象者とする。

#### 4 二次審査

提案書等についての書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い上位から最優秀提案者（優先交渉権者）1者及び優秀提案者（次点者）1者を選定する。

なお、審査においては、提案書等により参加者が特定されないよう実施するものとする。

##### (1) 審査内容

参加者が、本業務の実施についてどのように理解し、どのような方針で進めようとしているのか、提案書等に基づいて審査する。

##### (2) 最優秀提案者（優先交渉権者）の選定

以下の審査により最優秀提案者（優先交渉権者）及び優秀提案者（次点者）を選定する。

ア 参加者ごとの総合評価点は、二次審査の選定委員の点数の総和とする。総合評価点が高い順に順位をつけ、第1位となった者を最優秀提案者（優先交渉権者）として、第2位となった者を優秀提案者（次点者）として選定する。

イ アにおいて、総合評価点が同点で1位が2者以上ある場合は、評価項目①の1、②の1及び③の2の総得点が最も高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。

ウ アにおいて、総合評価点が同点で2位が2者以上ある場合は、評価項目①の1、②の1及び③の2の総得点が最も高い者を優秀提案者（次点者）とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。

エ 最優秀提案者（優先交渉権者）が本市との契約に際して、辞退又は失格となった場合は、優秀提案者（次点者）を繰上げて最優秀提案者（優先交渉権者）とする。

《一次審査 審査基準表》

| 評価項目              |   | 評価内容                             | 配点  |
|-------------------|---|----------------------------------|-----|
| ①参加者の実績<br>(20点)  | 1 | ひきこもり支援につながる相談支援等の事業実績があるか。      | 10点 |
|                   | 2 | 過去の事業実績が十分にあるか。                  | 10点 |
| ②従事予定の人材<br>(20点) | 1 | ひきこもり支援コーディネーターの要件を満たす資格を有しているか。 | 10点 |
|                   | 2 | 欠員発生時のバックアップ体制はあるか。              | 10点 |
| 合 計               |   |                                  | 40点 |

《二次審査 審査基準表》

| 評価項目                    |   | 評価内容  | 配点   |
|-------------------------|---|---|------|
| ①基本方針<br>(40点)          | 1 | 基本方針は、業務の趣旨や目的を理解したものとなっているか。                                       | 20点  |
|                         | 2 | 本市や他の支援団体との連携について、具体的な方針や取組が示されているか。                                | 20点  |
| ②組織体制・<br>運営体制<br>(40点) | 1 | 業務実施に必要な組織体制・運営体制及び支援員のスキルアップ支援体制を有しているか。                           | 20点  |
|                         | 2 | 類似の相談や支援の経験年数があり、当該業務に関連した資格や経歴等を有した支援員の配置が予定されているか。                | 10点  |
|                         | 3 | 情報セキュリティ、個人情報保護への取組は十分か。  | 10点  |
| ③業務内容<br>(70点)          | 1 | 当事者や家族への伴走型支援について、具体的な方法が示されているか。                                   | 20点  |
|                         | 2 | 居場所の提供について、具体的な取組が示されているか。当事者が社会とのつながりを回復できるような場を提供するための工夫が示されているか。 | 20点  |
|                         | 3 | 支援の行き詰まりや困難ケース時の対応における関係機関との連携方法について、具体的な取組が示されているか。                | 10点  |
|                         | 4 | 広報・周知方法が示されているか。  | 10点  |
|                         | 5 | 事業所の強みを活かした取組など、独自性がある提案が示されているか。                                   | 10点  |
| ④提案金額<br>(20点)          | 1 | 3か年合計の提案金額並びに各年度の提案金額がそれぞれの限度額を上回った提案は失格とする。                        | 20点  |
| ⑤提案力<br>(30点)           | 1 | 取組意欲  | 10点  |
|                         | 2 | コミュニケーション能力   | 10点  |
|                         | 3 | 理解度   | 10点  |
| 合 計                     |   |   | 200点 |